肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します。

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の 低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費を支援**します。

堆肥

支援の対象となる肥料

令和4年11月~令和5年5月までに注文又は当用買い注1した肥料(春肥分)

注1:「当用買い」とは、対象期間内に予約注文なしで購入したもの

▶ 令和4年6月~10月までに注文又は当用買いした肥料(秋肥分)についても、<u>令和4年度に</u>申請していないものに限り申請が可能です。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について その<mark>8.5割</mark>(国事業分7割+県事業分1.5割)を支援金として交付します。

申請に必要なもの

以下の書類等について、農協や肥料販売店等へ申請してください。(詳細は「申請方法」参照)

- ① 化学肥料低減計画書(次ページ参照)
- ② 支援の対象となる肥料の購入価格がわかるもの(注文票など注2) 注2:領収書などの証拠書類を提出する場合は、写しでも差し支えありません。
- 予約注文したもの:注文票+請求書 又は 注文票+領収書
- ▶ 対象期間内に予約注文なしで購入したもの(当用買い)

: 領収書(レシートでも可)注3

注3:領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋(表・裏)の写真を添付

❸ 農産物の販売実績が分かるもの(例:直近の出荷伝票、売上伝票等)



農業者の皆様に記入いただくもの

	ш	<u> </u>	IT.
_=~	35	71	ДΙ
	1年)	χ, Ι	ソリ

化学肥料低減計画書

作付概要

IFI3:	
作物名	作付面積(ha)
000	
000	
その他	
計	

作物名は、春肥(又は秋肥)の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物とは作付面積上位の2品目(代表的な作物がない場合)を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

秋用肥料	春用肥料	年間
	0	

注.該坐する±のに○たけける=レ

化学肥料の低減に向けた取組は<u>「作付概要」に記載</u> の作物で行ってください。

2つに〇が付けばOKです。

前年度までの

これまで既に取り組んでいるものもカウントできます。その場合、<u>1つは新しい取組</u>、または<u>従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)</u>を含むようにしてください。

、これ以外はこの体レーマエ	以祖	予和5年度の収組	
ハ。それ以外はその他として面 ├─			
記載します。			
1 生育診断による施肥設計			
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入			
エ 堆肥の利用	0	0	
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)			
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)			
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用			
ク 緑肥作物の利用			
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用			
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用			
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)			
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) の利用			
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用			
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの 施肥量・肥料銘柄の見直し(ア〜スに係るものを除く。)			
ソ 地域特認技術の利用 ※ウの取組メニューとの併用はできません。地域特認技術を複数選択することは 丁能です。			
ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術(水稲)		0	
ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術(水稲)			
ソ-3 土壌図を活用した施肥量改善技術(水稲)			

【既に化学肥料を大幅に低減等されている方について】

取り組む品目(作付概要に記載の品目)の<u>作付面積の過半</u>で有機JAS認証取得者や特別 栽培農産物(県認証)栽培者、環境保全米取組者、環境保全型農業直接支払交付金取 組者等であれば、既に2割低減を大幅に超える対応を行っていることから、低減取組 要件を満たしているものとなります。

- <記載方法>・作物名は「水稲(有機)|「水稲(環境保全米)|等
 - ・取組チェックの欄は空白のまま
- <添付書類>・取組を証明する書類

申請方法



- □ 宮城県農業再生協議会への申請は、農協や肥料販売店等が農業者グループを構成して行いますので、書類の提出期限や提出方法については、肥料を購入した農協や肥料販売店等にお問い合わせください。
- 農業者グループは、5戸以上の農業者を取りまとめて構成します。 なお、農業法人については、他の農業者とグループを構成して申請す ることが難しい場合であって、かつ農業法人において農作業に従事す る構成員や従業員が5人以上いる場合は、単独で農業者グループとなり申請することも可能です。

スケジュール

今後のスケジュールは、概ね以下のとおりです。

令和5年4月~

令和5年6月~ 7月31日(月)まで

令和5年11月頃~

農業者から農協や肥料販売店等への申請

▶ 申請期限は、申請予定の農協や肥料販売店等へ お問い合わせください。

農協や肥料販売店等から県協議会へ申請

県協議会から農協や肥料販売店等への 支援金の交付

農協や肥料販売店等へ交付されたあと、 農業者へ支払われます。

支援金額の例

□ 春肥分で申請する肥料費が100,000円の場合

当年の肥料費	国事業分	県事業分	支援金
	支援金	支援金	合計
100,000円	14,444円	3,095円	17,539円

支援額は17.539円となります。





問い

春肥分申請時に秋肥 分(令和4年6月~10 月までに注文又は当 用買いした肥料)を申

請する方法について。

答え

春肥分申請時に、前年度に申請できなかった秋肥分を申請することも可能です。

その場合は「化学肥料低減計画書」は春肥申請分と分けて提出してください。

化学肥料の使用量を 実際に2割減らすこと が支援の要件ですか。

化学肥料の2割低減に向けて、<mark>取組メニューのうち</mark> 2つ行っていただければ支援対象となります。

既に化学肥料の低減 に取り組んでいるため、更に低減すること は難しい。

- 既に取り組んでいるものもカウントします。
- その際は、既に行っている取組の拡大や改善で良いので、新たな取り組みを1つ行ってください。

低減に向けた取組を したいが、準備が必要 なのですぐには行え ない。

国内資源の利用など体制整備に時間を要する取組は、 期間内(~令和6年3月)に取り組んでいただければ 結構です。

領収書の提出が間に 合わない場合はどう すれば良いですか。

- ・ <mark>領収書</mark>が間に合わない場合は、<mark>請求書</mark>を提出いた だければ、支援金をお支払いすることができます。
- ・ 肥料を購入した農協や販売店に御相談ください。



農林水産省HP



宮城県HP ※随時更新いたします。



宮城県 お問い合わせフォーム

宮城県肥料価格高騰対策事業専用メールアドレス miyagi-hiryo@pref.miyagi.lg.jp

お問い合わせは、肥料を購入した農協や肥料販売店、又は宮城県農業再生協議会 (事務局:宮城県農政部みやぎ米推進課)に御連絡ください。